

令和3年3月清須市議会定例会会議録

令和3年3月8日、令和3年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	齊	藤	孝	法	
企	画	部	長	宮	崎	稔	
総	務	部	長	平	子	幸	夫

危機管理部 長
市民環境部 長
健康福祉部 長
建設部 長
会計管理者
教育部 長
監査委員事務局 長
企画部次長兼人事秘書課 長
企画部次長兼企画政策課 長
総務部次長兼財政課 長
総務部次長兼財産管理課 長
総務部次長兼収納課 長
市民環境部次長兼産業課 長
健康福祉部次長兼子育て支援課 長
建設部次長兼土木課 長
建設部次長兼都市計画課 長
総務部 参事
建設部 参事
建設部 参事
企業誘致課 長
総務課 長
税務課 長
危機管理課 長
市民課 長
保険年金課 長
生活環境課 長
西枇杷島市民サービスセンター所 長
清洲市民サービスセンター所 長
春日市民サービスセンター所 長

丹羽久登
栗本和宜
河口直彦
永渕貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
石黒直人
後藤邦夫
岩田喜一
飯田英晴
三輪好邦
石田隆
加藤久喜
松村和浩
長谷川久高
山下雅也
大橋秀一
兼松俊彦
沢田茂
榎本雄介
渡辺由利子
舟橋監司
伊藤嘉規
篠田敬幸
所邦治
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 主 査	鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 2 号 令和3年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 3 号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 4 号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 5 号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 6 号 令和3年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 7 号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 8 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 1 3 号）案
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 追加日程第 1 議案第 2 4 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 2 議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 3 議案第 2 6 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 1 4 号）案

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議 長 (成田 義之君)

おはようございます。

令和3年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第24号 令和3年度清須市一般会計補正予算(第1号)案、議案第25号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案及び議案第26号 令和2年度清須市一般会計補正予算(第14号)案が提出されております。

これらの議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、質疑を行い、質疑終了後、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

これらを日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、日程に追加をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、2月25日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、申合せ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第2号から日程第22、議案第23号までを一括議題といたします。

3月2日までに1人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

おはようございます。

議席番号13番、加藤です。

議案質疑を行いたいと思います。

大きく分けて3つあります。

第1番目、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案について、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、企業立地促進基本計画費についてであります。

施政方針の中でも「企業誘致の促進につきましては、地域経済の活性化や就労の場を確保するため、企業誘致と留置との双方の視点から、企業立地の促進に向けた基本方針とする企業立地促進基本計画を策定」と述べられましたが、計画策定に当たり、本市の上位計画や県の企業立地促進法基本計画との整理や事業者ニーズ及び財政状況を踏まえた施策の在り方の検討など、今後の進め方を伺います。

2つ目、議案第3号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び議案第10号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。

①税率改定に当たり、どのような検討がされたのか、経緯について伺います。

②1世帯当たりの世帯員数の推移を伺います。

③県が示す標準保険税率と本市の予定税率との差はどれぐらいあるのか伺います。

④前年度と比較して、保険税の増額（世帯・一人）が平均してどれぐらいになるのか伺います。

⑤65歳から74歳までの割合と所得水準（200万円未満）の割合を伺います。

3つ目、議案第4号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案及び議案第11号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について伺います。

①第8期の保険料が増えているが、過去3年間の保険給付費の見込みと実績（執行率）及び調整交付金の額（割合）を伺います。

②第8期の基準額の設定は、どのように検討され、決定されたのか伺います。

③介護給付費準備基金の活用については、どのように考えているのか伺います。

以上であります。ご答弁よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今後の進め方について答弁させていただきます。

本市の企業誘致の基本的な考え方といたしましては、他の自治体で行っているような大きな財政支出をして工業団地等を整備するものではなく、市の負担を少なくするため、民間活力を生かした民間資本投資による企業誘致を進めていく考えであります。このような考え方で計画策定に当たり、学識経験者や有識者などを委員とした策定委員会を設置し、専門的見地から意見を求めるとともに、市内外の企業に対し、設備投資・事業拡大などの動向や市に対するニーズを把握するためのアンケート調査を行い、上位計画などと整合を図り、計画の素案を作成してまいります。その後、パブリックコメントを実施し、市民や企業などから頂いた意見を踏まえて計画を策定するものです。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まず、お聞きしますが、企業誘致ということで、国のほうは企業立地促進法というのがあって、その後、地域未来投資促進法、こういうのも出てきておるわけですが、上位計画としては、今回やろうとしているのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

まず、国の計画につきましては、参照するにとどめる考えでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

参照するにとどめるということになると、そういう法律を利用して何か優遇策とか、いろいろ

なことをやっていくということではないということでは理解はよろしいのでしょうか。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

そのとおりです。基本的に地域未来促進法というものでは、あくまでも民間事業者が直接県に申請してやる手続の内容になっておりますので、その中で県が別で地域未来促進投資法に基づく基本計画を策定しておりますので、その中で清須市も優遇措置の対象になっておりますので、そのような考え方でおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

参照していくということで、県がそれを利用していろいろやっとなるから、それを見てやっていくんだということになりますが、そういう面で法的な縛りとか、いろいろ法律が変わっていく中で、いろいろ整合性を持ってやっていかなかん部分があると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

当然、整合性を持ってやっていくことは必要と考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

その辺でですね、今、策定委員会を設けてアンケートも取って、いろいろパブリックコメントもやってというようなことを言われたんですけども。計画でありますので、例えば、他の法律ではあるんですが、計画期間というのはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

計画期間といたしましては、令和4年から令和10年を予定しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それから、農用地の除外のところでも若干答えられておりましたが、対象となる区域みたいなものですね、これについてはどういうふうに捉えたらいいのか伺います。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

基本的に、対象となる区域といたしましては、平成30年度に改定いたしました都市計画マスタープランの中において7区域、いわゆる農振農用地を含む市街化調整区域が7区域、新たな土地利用の検討区域に指定されておりますので、そこを対象と考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、農用地の除外について、先日の当局の答弁の中で、「民間事業者と様々な視点で議論を行って、協議が整わないと除外はできない。協議は、市と地元と民間事業者が地区のまちづくりを議論していくことになる」、こういうふうに述べられたわけであります。今、7地域ということ言われたわけですがけれども、先ほど参照していくということ言われたものですから、様々な法律の中でも経済産業省なんかは、「住民の理解を得るための取組について定めること」、こういうふうに言っとるわけです。その辺はこういうふうに進めていこうというお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

住民の理解を得るに当たりましては、まず、市のほうから、この地域を企業誘致の対象でやっていきますという言い方ではなく、まず、地域の方々と我々企業誘致課のほうに寄り添って、対象の地域をどのようなまちづくりをやっていくんですかというところで、いろいろ市民と膝を突き合わせて打合せをした中で対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国のほうも先行していろいろやられとる自治体なんかもよく課題として後で言われるわけですが、特に企業誘致政策を進めるに当たって、地域の活性化と、それから地域づくりに企業誘致をどのように位置づけるかを考えていく、このことが非常に大事だと教訓的に言われているわけです。先ほどもう既に計画は令和4年から令和10年ということで、どういうふうに今、考えられているのか、その辺の進め方ですね、質問します。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

令和4年から令和10年とした経緯といたしましては、市の第2次総合計画及び都市計画マスタープランを市の上位計画として位置付けております。新たな土地利用の誘導というのは、都市計画マスタープランのほうで具体的に記載してありまして、さらにそれを深掘りしていく形で進めていくと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、全国的にあっちこっちの自治体もこの企業誘致に取り組まれておるわけでありまして。それで、今、コロナ禍の下で、企業も非常に大変な状況があるわけでありまして。そういう中で、うちも令和4年から令和10年の計画でやっていくんだということではありますが、よく言われているのは、外来型の開発方式についての指摘であります。1つは、誘致先の地域で上がった利益が本社に還流して、地域内には循環しないんだということや、誘致企業の拡張・撤退は企業の採算性

で決定されて地域の事情等は考慮されない。誘致のための補助金や減税やインフラ整備費用など、財政支出が回収できないこともある。こういう教訓的というか、いろいろな限界・問題も指摘されているわけでありますが、この辺についてはどのように考えて計画を立てていくのか、お考えを伺っておきます。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

基本的に、市の財政負担というのは、先ほどの答弁にも申しましたとおり、最小限に抑える必要があると考えております。そして、他の自治体で行っているような、いわゆる優遇措置等々につきましても、議員ご指摘のとおり優遇措置を実施して、その後に企業が採算が取れなくなって撤退するというので、優遇措置をした財源が回収できないという問題というのもあるというのは十分把握しております。

今後の我々の進め方といたしましては、基本的に、都市計画法の枠組みの中で企業誘致をしていくというふうに考えております。といいますのは、民間企業に都市計画法に基づいて市に提案をしてもらったり、そしてまた、都市計画法に基づいて新たな土地利用をしたいという申出を基に、市のほうがその必要性の可否を判断しまして、その必要性が認めれば、そういった企業誘致の対象にしていくと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

その辺で様々な自治体が取り組まれて、今、非常に、今、申し上げたような課題や限界を感じておられる部分もあるわけですけど、いよいよ令和4年から令和10年、本市は計画を立ててやっていくんだということで、施政方針の中にも取り上げられておりますので、最後に、市長のほうに一言お伺いしたいと思います。

議長（成田 義之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

企業誘致につきましては、土地利用の促進、それから雇用の確保、それから税収の確保、ひい

ては市の発展ということで、これは平成30年から順次取り組んできました。企業誘致は一足飛びにはいかんもんですから、毎年毎年1つずつハードルをクリアしていかなきゃならんもんですから、そのように今までこの4年間をかけてやってきたつもりです。いよいよ本格的に企業誘致をするにはやっぱり1つの計画というか、市の考え方をしっかり示して企業の誘致をしていかないかんというふうを考えまして、計画を策定するということで、先ほど担当課長が申しあげましたように、できるだけ市の持ち出しを少なくして、できるだけ効率いい施策を目指して、これからしっかりと頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

企業誘致が住民の命や暮らし、環境保全をより特定企業の利益を優先するものにならないようにと、その辺は十分踏まえていると思ひますが、しっかり基本計画を策定するための論議を行っていただくことを申し述べておきたいと思ひます。

次へ行つていただきたいと思ひます。

議 長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課長、篠田でございます。よろしくお願ひいたします。

①についてお答えさせていただきます。

税率の算定に当たっては次の3つを課題とし、実施をいたしました。

1つ目は、県より示された標準保険税率との差を解消するとともに、現年度相当分の国民健康保険税収入の確保でございます。

2つ目は、資産割の早い時期での解消です。

3つ目は、加入者の急激な負担増にならないよう税改正を実施するです。

これらのことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、所得をマイナス6.

17%と見込み算定をいたしました。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

いよいよ5月の連休が過ぎて、国民健康保険税の決定通知書が住民の皆さんのところに届くと、どうしてこんなに値上がりしてるんだとか、高なったなというようなことを聞くわけでありまして。その原因は、国民健康保険税が高騰し続けている国民健康保険加入者は、所得が上がっていないのに保険税ばかりが上がっていくという構造的な問題があるわけでありまして。私も傍聴させていただいたわけですが、運営協議会の中でも、新型コロナウイルス感染症の影響があると思うが、税率改正はできるのかという意見も出されておったかと思えます。今でさえ高過ぎる保険税で生活困窮に追い込まれている人たちが、都道府県化によってさらに保険税が上がれば、滞納処分が強まる可能性もあるのではないかというようなことがあるわけでありまして。

今ご答弁いただいた中で、今回どういうふうに検討されたという中で、所得をマイナス6.17%に見込みということを言われたわけですが、その辺はどういうふうに反映されたのか、再度伺いたいと思います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

所得割については、令和2年度の数字を基にし算定いたしまして、私ども税務課のほうでこの6.1%の下落を見込んでおりますので、その数値に合わせて計算をさせていただきました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今回、例えば、新年度の予算が出とるわけですが、今の年度の決算がまだ出てないわけです。今年度はコロナ禍の影響で医療費が下がったということがあったわけですが、どれくらい減になっているのか質問します。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

令和2年度ですね、3月診療から6月診療までが大体15%ぐらい落ち込みをしております。年間で合わせますと、3月分は見込みになりますが、おおよそで9.3%下落をしております。

これが今回の3年度の税率には反映されてませんので、これは県の標準保険税率のお話になりますけども、次年度はまた医療費の下落の反映がされると思われまますので、また、そういったことで算定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

翌年度にまだ反映がされないということではありますが、先ほど9.3%ということであったわけですけども、大体9.3%だと額的にどれぐらいなんですか。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

額的にいいますと、当初予算から比較しますと、おおよそ2億円ぐらいの減になります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そのお金を今コロナ禍ということですので、使っても引上げを抑えることが考えられないのかということ非常に私は思うわけでありまます。

この国民健康保険税には国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため基金を設置する、こういう条例があるわけでありまます。基金については、財政運営における様々な変動要因に対応して保険財政の調整を行うために、今後、余剰金が発生した場合には、これを積み立てるなどして基金の造成に努めていく、こういうことが望ましいのではないかと思うわけですけども、今回こういう2億円というのが下がったわけでありまますので、その辺についてはどういうふうに今、考えられているのか質問しまます。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

基金はおっしゃるとおり、余剰金が出た場合、急な医療費の増を見込んで積み立てなければい

けないということは確かに言われているんですけども、清須市の場合、ご存じのとおり法定外繰入れというのはまだ繰り入れていただいております。これを解消して、そこで余剰金が出れば基金のほうへ積めるのかなという考えでおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、2つ目へ行っていただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

1世帯当たりの世帯数でございますが、令和元年度は1人世帯が4千313世帯、2人世帯が3千218世帯、令和2年度は1人世帯が64世帯増の4千377世帯、2人世帯が130世帯減の3千88世帯で、割合は1人世帯が全体の約50%、2人世帯が約35%でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

1人世帯50%、2人世帯が35%、その残りが多人数ということだと思っておりますけれども、今日皆さんに分かりやすいように資料をお渡ししました。

国民健康保険のところを見ていただくと、1人当たりと1世帯当たりの保険のどれぐらいかかっていくかという額が示されているわけでありまして。均等割・平等割については、額的には非常に引き上げられた部分があるかと思うわけですが、国民健康保険に平等割ではなくて均等割の保険税がかかってくると。他の保険にはないわけですが、2022年度からは、今のほうは未就学児は5割軽減していこうという動きも一方であるわけでありまして。均等割については、数が多いほど負担が重くなる人頭税と言われているわけですが、今回、この均等割が引上げになったわけですが、所得に応じた保険税に必要なかと私は非常に思うわけでありまして。全体の標準保険に合わせていくためには、どこかを下げればどこかが上がっていくわけですが、この均等割についてはどのように当局はお考えでしょうか。

議 長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

均等割については、清須市としてはまだ県下でいけば低いほうにあるということで、標準保険税率の差もまだかなりあります。そういったことで、今回、税率を作成させていただいたんですけども、2022年度から6歳未満のお子様については半額になるということは予定してありますので、清須市としては、標準保険税率に近づけていくように策定したいと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

次の回答をお願いします。

議 長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

次に、③の質疑に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

③についてお答えいたします。

税率全体で所得割は標準保険税率10.69%、本市9.90%、差はマイナス0.79%でございます。

均等割は標準保険税率4万5千818円、本市4万2千100円で、差はマイナス3千718円です。

平等割は標準保険税率2万9千594円、本市3万1千200円、差はプラス1千606円です。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

先ほども言いましたけれども、均等割・平等割でいえば、今、均等割は低いんだと。マイナス

3千718円ですか。平等割については若干高めだということではありますが、この配分についてはどういうふうを考えられてこういうふうになされたのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

こちらの税率については、所得割は以前の標準保険税率についてかなり下がってきております。差は僅差になってきていますので、こちらはその差を埋めた形になります。

平等割も同じく下がってきておるために、差は多少埋めて、現在、清須市は多少ですけども、上回っております。

均等割については、まだまだ標準保険税率の差は広く空いておりますので、これはまず埋めていくということで算定をさせていただきました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

政府は市町村が頑張ってきた一般会計繰入れを赤字という呼び方で、2018年から2023年度の6年間でこの解消を目指していくということを言っているわけですが、このままいけば国民健康保険の値上げが一段と強まる状況にあるわけであります。先ほど基金のことも言いましたが、繰入れしとるうちはできんだというようにも聞こえたわけであります。保険税を引き上げれば所得水準は下がるという制度上の問題があつて、単純に保険税を改定するだけでは本質的な問題は解決しないという認識は私、一致すると思うわけです。基盤強化のために公費による財政支援の拡充、これは不可欠だということを私は強く申し述べておきたいと思ひます。

4つ目、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

④についてお答えいたします。

令和3年度予定税率を令和2年度本算定数値にて試算したところ、1世帯あたり16万1千673円、前年比3千490円の増です。

1人あたりは10万2千173円、前年比1千541円の増となります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

これは平均でありますので、あくまでも平均の値上げというか、増額を言われたわけでありませう。

自営業者中心の保険から、どちらかというとな職・非正規労働者の中心の保険になっている、こういう現状があるわけでありませう。先ほども言いましたが、国庫負担の割合を抜本的に拡充することなしに国保の構造的な問題は解決できないわけでありませう。今年度はコロナ禍の下でさらなる減免の拡充が求められているわけでありませうが、今、コロナ減免の申請の状況です、これはどういう実態にあるかお聞きしたいと思います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

年間ですけれども、申請件数は1月末現在で140件、金額にして約2千万円の減免申請がございました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

140件あったということでありませう。非常に今、コロナ禍の下で大変な状況があつて、新年度引上げということがあるわけですが、この軽減で、大体どれぐらいの額の方がどれぐらいに軽減されとる実態なんですか。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

軽減割合については、おおよそですけれども、46%ぐらいの方が軽減世帯に該当いたします。

それで、12月議会にも出させていただいたんですけど、令和3年度にこの軽減世帯の範囲が

広がる法令ができますので、私どもの見込みとしては、あと二、三%、軽減の世帯が増えるかなという見込みをしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、令和3年度も今46%が二、三%増えるということで、引上げもあるけれども、この軽減によって増額が抑えられるという人も増えるという理解でよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

最後、5番目に行ってください。

議長（成田 義之君）

次に、⑤の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

⑤についてお答えいたします。

65歳から74歳までの割合は全体の41.3%です。所得水準につきましては、200万円未満の世帯割合は66.5%でございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

医療保険制度はかかった費用を皆さんの保険料と公費で賄う、こういう仕組みであります。しかし、現在の国民健康保険は非正規労働者や無職者、年金生活者、この加入世帯主の8割ぐらいが納めているわけであります。そのうち65歳から74歳の人が41.3%ということが今、言

われました。所得が低いのに保険税が高いという構造的な大きな問題を持っているわけでありま
す。被保険者の高齢化や無職者の加入割合の増加によって、全国的に見ても所得の伸びよりも医
療費の伸びのほうが高くなる傾向があるわけであります。コロナ禍の下、消費税と景気の落ち込
み、さらには社会保険料の負担増で、払いたくても払えない状況が生まれています。こうした苦
境にあえいでいる住民の皆さんの実態をつかんでいただいて、寄り添った対応をお願いしたいと
いうことを申し述べて、この質問を終わりたいと思います。

議 長（成田 義之君）

次に、3の①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

①についてお答えいたします。

過去3年間の給付費の計画値と実績値、執行率は、平成29年度の計画値約45億9千
200万円に対して実績値は40億8千800万円、執行率は89.03%、平成30年度の計
画値約43億2千400万円に対して実績値42億900万円、執行率97.33%、令和元年
度の実績値約45億6千700万円に対して実績値43億3千500万円、執行率は94.
91%でありました。

また、各年度における調整交付金の交付割合は、平成29年度が3.28%、平成30年度が
2.87%、令和元年度が2.91%です。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、質問してお答えいただきました。今日、皆さんのほうに資料を出させていただいたわけ
ですが、まず、介護保険の右の下の方に保険料の算定の仕組みという表が載っています。一
番上の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額、このところで今、過去の実績ですね、言わ
れたわけですが、89.03%、97.33%、94.91%。この見込みが新たに第8期をや
っていく上で、精査して計画を立てていくことが非常に重要になるわけでありますが、この辺に
ついてはどのように今回の計画について生かされたのか質問します。

議 長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

そちらのほうは次の質問にも絡んでくるんですけども、基準値を出す上では標準給付費、地域支援事業費の見込額というのを地域包括ケア見える化システムのほうを活用して算定しております。

また、その中で国の調整交付金見込額、基金の取崩しの活用についても算定のときに数値を当てはめています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、見える化システムも普通の人でも数字を入れればいろいろ出てくるようなシステムができたので、非常に見える化にはなっているわけであります。

もう一方、今、調整交付金についてお聞きしました。皆さんにお知らせした資料にも、介護保険の財源の負担割合で保険料が50%、公費が50%ということになっておって、公費の部分で国のほうが調整交付金5%ということになっているわけです。先ほど過去の部分を聞いたら、3.2%とか2.87%、2.91%、これが実態でありまして、5%入ってきてないわけでありまして。この公費の部分を実際には足らんかった分を保険料に転化しとるわけでありまして。これは保険料に転化せずに、あくまでも公費で負担すれば、この保険料の分が私は引下げになる可能性が出てくると思うわけですけども、この制度設計にどういうふうに市としては交付金については捉えられているのか、こう決まるとるから仕方がないじゃなくて、私は意見を上げていかなかんと思うわけですけども、その辺についてはどういうふうに思われとるんでしょうか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

保険給付費の財源につきましては、介護保険法により、国・県・市により負担割合が定められておりまして、調整交付金の配分により不足が生じた場合は、第1号被保険者の保険料により支払われることになっておりますので、市のほうもそのように対応させていただいております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういうふうになつるということでありますけれども、やっぱり公費と50%、50%ですから、非常にそのときによってそれを全部保険者に転化していくというのは私はどうかと思いますので、これはしっかり物を言っていきたいと思います。

時間がないので、②と③を同時に回答をお願いしたいと思います。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し古川高齢福祉課長、最後に③の質問に対しても古川高齢福祉課長、同時にお願いいたします。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

まず、②についてお答えいたします。

基準額を設定する上で地域づくりを強化するための日常生活圏域及び地域包括支援センターの増設、介護人材の確保及び離職防止並びに介護職員の処遇改善を行うため地域区分の見直し、介護施設等の整備、保険料の所得段階の設定の見直し等を検討いたしました。

計画期間中の保険料基準額については、地域包括ケア見える化システムを活用し、標準給付費と地域支援事業費の3か年の計画期間の合計、国の調整交付金見込額、介護給付費準備基金取崩予定額、第1号被保険者の高齢者見込み数などを当てはめて算定したものでございます。

③についてお答えいたします。

介護給付費準備基金は、各年度において発生した介護保険料の余剰金を積み立てることで、次期介護保険料の抑制に活用しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この保険料の算定の計算、資料にも載せておきましたけども、段階別定額保険料方式と呼ばれているわけですが、これは保険料総額を1号被保険者の人数で割って得られた額を基準保険料としているわけですが、人数割ですので、加入者の所得と基準保険料との間には何の関係もなく、経済状況は一切反映されていない。

ただし、加入者は合計所得別に段階に分けられる。段階ごとに基準保険料を積算する調整倍率が設定されている。今回その調整していくための段階が引き上げられた、ここは1つ評価するわけですけれども、しかし、時間がありませんけれども、低所得者に対しては第7期、例えば100万円、1千万円、ここを比べてみますと、第7期、第8期で見ても、やはり低所得者に配慮という点では逆進性があるということは言わざるを得ないと思うわけであります。

今回、令和3年度保険料を見ると、伸び率が載せておきましたけれども、7.2、非常に上昇している。その要因については、今、言われたわけでありましたが、基金の活用についてはどのように考えているのか再度伺いたいと思います。基金を取り崩していくということですが、3億円以上あったわけですので、それはどういうふうに考えられてやられたのか伺います。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

第8期介護保険事業計画では、3年間で3億円の取崩しを予定し、介護保険料を設定しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

初年度については、まだ6千400万円ということで、それで今回こういう基準額を示されたわけであります。時間がないので述べておきますけれども、3年間の取崩額のバランス、どう考えてこういうふうにされておるのかということがあるわけであります。介護保険料は出発当初2000年の基準月額が全国では2千911円でした。これが3年ごとに引き上げられて、値上げを繰り返して、現在7期は清須市でいえば5千175円、大きく20年間で値上げしてきたわけであります。介護保険料の負担、限界という声が聞かれております。ぜひ国庫負担や公費負担を引き上げていただくことを求めて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（成田 義之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で、議案質疑を終了いたします。

日程第1、議案第2号については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 2、議案第 3 号、日程第 3、議案第 4 号及び日程第 4、議案第 5 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 5、議案第 6 号及び日程第 6、議案第 7 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 7、議案第 8 号及び日程第 8、議案第 9 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 9、議案第 10 号、日程第 10、議案第 11 号、日程第 11、議案第 12 号、日程第 12、議案第 13 号、日程第 13、議案第 14 号、日程第 14、議案第 15 号及び日程第 15、議案第 16 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 16、議案第 17 号、日程第 17、議案第 18 号、日程第 18、議案第 19 号及び日程第 19、議案第 20 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 20、議案第 21 号は、各委員会に審査を付託いたします。

日程第 21、議案第 22 号及び日程第 22、議案第 23 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

次に、追加日程第 1、議案第 24 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案、追加日程第 2、議案第 25 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案及び追加日程第 3、議案第 26 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 14 号）案の 3 案件を一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 24 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案につきましては、国の令和 2 年度第 3 次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策である地方創生臨時交付金を活用し、市内経済活性化に向けたプレミアム付商品券を再び発行することや小中学校の大型提示装置設置事業の財源組替を行うとともに、令和 3 年度に予定していた清洲東小学校の長寿命化等改修事業を令和 2 年度へ前倒して計上するため所要の補正を行うものでございます。

補正額は 9 千 3 6 5 万 2 千円を減額し、予算の総額は 2 8 1 億 7 千 3 4 万 8 千円となります。

議案第 25 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案につきましては、国の制度改正を受け、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当の支給適用期間が延長されたこ

とによる所要の補正を行うものでございます。

補正額は100万円を追加し、予算の総額は56億6千853万7千円となります。

議案第26号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第14号）案につきましては、国の第3次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策である地方創生臨時交付金を活用し、独自施策の事業費を財源組替えするとともに、令和3年度に予定していた清洲東小学校の長寿命化等改修事業を前倒して実施するため所要の補正を行うものでございます。

補正額は3億4千566万2千円を追加し、予算の総額は372億7千193万2千円となります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

次に、追加日程第1、議案第24号及び追加日程第3、議案第26号の2案件について、一括して総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお開きください。読み上げます。

議案第24号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9千365万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億7千34万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお開きください。

今回の補正は、国の令和2年度第3次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策である地方創生臨時交付金を活用し、市内経済活性化に向けたプレミアム付商品券を再び発行することや小中学校の大型提示装置設置事業の財源組替えを行うとともに、令和3年度に予定していた清洲東小学校の長寿命化等改修事業に対して学校施設環境改善交付金が令和2年度分として交付されることになりました。つきましては、国交付金の有効活用を図るべく、令和2年度へ前倒しして予算計上するための所要の減額補正を行うものです。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入です。

第15款国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億2千711万円を追加し、学校施設環境改善交付金7千463万1千円を減額とするため、合計で5千247万9千円を増額、第16款県支出金ではげんき商店街推進事業費補助金1千400万円を増額するものです。第19款繰入金で財政調整基金の繰入金を213万1千円減額し、第22款市債では小学校整備事業債1億5千800万円を減額するものです。

次に、右のページをお願いいたします。

歳出でございます。

第7款商工費では、コロナ禍の経済対策として再びプレミアム付商品券を発行するための地域消費喚起・生活支援費等により1億110万4千円を追加することといたしました。

第10款教育費では、ICT教育の推進のため、小中学校の各教室に配備する大型提示装置での初期導入費に地方創生臨時交付金を活用する調達方法に変更するため、小中学校管理費合わせて6千191万8千円を増額し、清洲東小学校の長寿命化等改修工事を令和2年度に前倒しするため、小学校整備費を2億5千667万4千円減額するものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正では、事業を令和2年度に前倒しすることにより、小学校整備事業の1億5千800万円を廃止するものです。

続きまして、令和2年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページのほうをお開きください。読み上げます。

議案第26号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4千566万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372億7千193万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページのほうをお開きください。

今回の補正は、国の第3次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策である地方創生臨時交付金を活用し、独自施策の事業費の財源組替えをするとともに、令和3年度に予定していた清洲東小学校の長寿命化等改修事業を前倒して実施するための所要の補正を行うものでございます。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億1千228万円5千円と学校施設環境改善交付金7千537万7千円を増額するものでございます。

第22款市債では、小学校整備事業債1億5千800万円の増額となります。

次に、右のページをお願いいたします。

歳出でございます。

表の増減額には表れておりませんが、第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費、第7款商工費、第10款教育費で、各コロナ対策事業の既定予算について臨時交付金を充てる財源組替えのほうを行います。

さらに第10款教育費では、国の補助金の決定により、令和2年度に事業費を前倒しする清洲東小学校の長寿命化等改修工事に係る小学校整備費を2億5千667万4千円増額するものでございます。

なお、第2款総務費で、財源組替え等で発生いたしました一般財源余剰金を財政調整基金へ8千898万8千円積み立てることといたしました。

次に、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正では、第10款小学校費、第2項小学校費の清洲東小学校整備事業2億5千667万4千円と第4項幼稚園費の西枇杷島第1幼稚園整備事業1千659万6千円を追加するもので、いずれも国の補助金確定により前倒ししたもので、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費補正をするものでございます。

右の5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正では、事業を令和3年度から前倒しするための小学校整備事業に1億5千800万円を増額補正を行うものでございます。

以上が今回の補正でございます。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、追加日程第2、議案第25号について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度補正予算書及び説明書の19ページをお願いいたします。

議案第25号

令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6千853万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、国の制度改正の通知が2月の下旬にあり、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当の支給適用期間が令和2年1月1日から令和3年3月31日までだったものを令和3年4月1日から同年6月30日までの期間についても同様の支援対象にすると延長されたことによるものでございます。

歳入でございます。

4款県支出金は、県からの交付金を100万円増額いたします。

右側21ページをお願いいたします。

歳出です。

2款保険給付費は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として100万円を増額いたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

これより質疑を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

それでは、追加日程第1、議案第24号について質疑を受けます。

質疑のある方おられませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

次に、追加日程第2、議案第25号について質疑を受けます。

質疑のある方ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

これで質疑を終了いたします。

次に、追加日程第3、議案第26号について質疑を受けます。

質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

これで質疑を終了いたします。

追加日程第1、議案第24号は、各委員会に審査を付託いたします。

追加日程第2、議案第25号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

追加日程第3、議案第26号は、各委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、3月24日(水)午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変ご苦労さまでございました。

(時に午前10時30分 散会)